

IX その他の試験結果

浄水処理に用いられる薬品類は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年 2 月 23 日、厚生省令第 15 号）により、薬品中の不純物が水道水質に影響しないことを評価する基準（評価基準値）が定められています。

クリプトスポリジウム等は残留塩素では不活化できない耐塩素性病原微生物です。ほ乳類の腸に寄生し、感染した動物の糞便により排出されます。これが水道水源を汚染することがありますが、凝集沈殿急速ろ過法や緩速砂ろ過法で適切に処理工程が管理できていれば、水道水がこれらの病原微生物により汚染される可能性はほとんどありません。各浄水場については年 1 回のクリプトスポリジウム等の検査を行い、安全性を確認しています。

また、水源が動物の糞便による汚染を受けていないかどうかを大腸菌検査（MPN）や嫌気性芽胞菌検査で確認しています。

- 1 浄水処理使用薬品の薬品評価試験
- 2 クリプトスポリジウム等検査結果

1 浄水処理使用薬品の薬品評価試験

項目	単位	ポリ塩化アルミニウム	次亜塩素酸ナトリウム	硫酸 (75%)	Dry 粉末活性炭	Wet 粉末活性炭	高機能粉末活性炭	評価基準値 (mg/L)
		設定最大注入率の10倍以上						
		500 mg/L	50 mg/L	50 mg/L	200 mg/L	400 mg/L	100 mg/L	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
塩素酸	mg/L	0.4未満	0.4未満	0.4未満	0.4未満	0.4未満	0.4未満	0.4
臭素酸	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03
銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02
非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005
フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	※1	※1	※1	0.3
味	—	異常無	異常無	異常無	異常無	異常無	異常無	異常でないこと
臭気	—	異常無	異常無	異常無	異常無	異常無	異常無	異常でないこと
色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5
アンチモン及びその化合物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002
ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002
ニッケル及びその化合物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004
二酸化塩素	mg/L	※2	※2	※2	※2	※2	※2	0.6
亜塩素酸	mg/L	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6
銀及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01
バリウム及びその化合物	mg/L	0.07未満	0.07未満	0.07未満	0.07未満	0.07未満	0.07未満	0.07
モリブデン及びその化合物	mg/L	0.007未満	0.007未満	0.007未満	0.007未満	0.007未満	0.007未満	0.007
アクリルアミド	mg/L	※3	※3	※3	※3	※3	※3	0.00005
検査期間		令和4年10月17日~令和5年1月18日						

判定：上記の試験項目については、水道用薬品の評価基準に適合している。

※1：粉末活性炭の主成分であるため試験省略

※2：消毒剤である二酸化塩素を使用している場合の試験項目のため省略

※3：凝集剤であるアクリルアミドポリマー有機高分子凝集剤を使用している場合の試験項目のため省略

2 クリプトスポリジウム等検査結果

	採水日	検査結果	
		クリプトスポリジウム(N/10 L)	ジアルジア(N/10 L)
八屋戸浄水場 原水	R5.1.11	不検出	不検出
真野浄水場 原水	R5.3.22	不検出	不検出
柳が崎浄水場 原水	R4.10.26	不検出	不検出
膳所浄水場 原水	R4.11.2	不検出	不検出
新瀬田浄水場 原水	R4.11.2	不検出	不検出

	嫌気性芽胞菌 (N/100 mL)	
	採水日	検査結果
八屋戸浄水場 原水	R4.11.29	不検出
真野浄水場 原水	R4.11.29	不検出
柳が崎浄水場 原水	R4.11.28	3
膳所浄水場 原水	R4.11.28	1
新瀬田浄水場 原水	R4.11.28	1

	大腸菌 (MPN/100 mL)	
	採水日	検査結果
八屋戸浄水場 原水	R4.11.29	1.0未満
真野浄水場 原水	R4.11.29	1.0未満
柳が崎浄水場 原水	R4.11.28	4.1
膳所浄水場 原水	R4.11.28	1.0
新瀬田浄水場 原水	R4.11.28	1.0